

別表1（第3条関係）

| 区分 | | | 補助率（％） | | |
|--------|--------------|--|----------------------|---------------------|--------------|
| | | | 京都府以外が行う土地改良事業 | | 京都府が行う土地改良事業 |
| | | | 国及び京都府の補助を受けずに行われるもの | 国又は京都府の補助を受けて行われるもの | |
| 基盤整備事業 | 都市化関連事業を除く事業 | 農業用排水施設、機械揚水施設等、暗渠排水施設、農業用道路、農業用道路に架かる橋りょう等の新設、管理、廃止、変更、客土、ほ場整備又は農用地に関する権利等の交換分合、その他農用地等造成など農用地の改良又は保全のため必要な事業のほか、市長が特に認めた事業 | 65 | 25 | 7 |
| | 都市化関連事業 | ため池の新設、管理、廃止、変更 | 65 (90) | 25 (45) | |
| | 都市化関連事業 | | 75 (90) | | |
| 災害復旧事業 | | | 50 | 20 | |

備考

- 「基盤整備事業」とは、土地改良事業のうち、法第2条第2項第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる事業並びにこれらに付帯する事業をいう。
- 「都市化関連事業」とは、工場、住宅等の建設及び河川、道路、下水道その他の公共施設の整備に起因する基盤整備事業をいう。
- 「災害復旧事業」とは、土地改良事業のうち、法第2条第2項第5号に掲げる事業をいう。
- 国または京都府の補助を受けて行われるものについては、国または京都府の補助額と本市の補助額の合計が95%超になる場合は、95%以内になるよう、本市の補助率を調整する（ただし、要綱第3条第2項第1号から第4号を除く）。
- 括弧内の数値は、本要綱第3条第3項に定める基準に適合する事業について適用する。

別表 2 (第 3 条関係)

| 基盤整備事業を実施する箇所、対象等 | 加算することができる補助率 (%) ※ | 加算後の補助率 (%) |
|--------------------------|---------------------|-------------|
| 1 中山間地域 | 1 0 | 7 5 |
| 2 農業生産基盤施設の維持管理計画を策定した団体 | 1 0 | 7 5 |
| 3 基幹水利施設 | 2 0 | 8 5 |

※ 土地改良施設維持管理適正化事業には適用しない。

備考

加算は、表中 1 から 3 のいずれかひとつとし、重複して加算することはできない。